

消費者被害注意報 No. 89

新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルにご注意！

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が多く寄せられています。また、新型コロナウイルスの感染拡大によりマスクの品薄が続いている状況に便乗し、送り主が不明のマスクを送りつけるなどの事例も増えています。

事例1 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅配便で突然自宅に届いた。注文した覚えはなく、家族も全く心当たりがない。請求書は入っていなかったが、今後どうすればいいか。



事例2 市の水道局の職員を名乗る男性から、水道管や下水管にコロナウイルスが付いているので、除去する必要があるとの不審な電話があった。

事例3 自宅の電話に「特別定額給付金を受けるため、家族構成とマイナンバーを教えてほしい。」という電話があった。違和感を覚えたので「市役所に確認する」と言うと、一方的に電話を切られてしまった。



消費者トラブル防止のために

- マスクを万が一受け取ってしまったら、発送元（業者）には連絡せず、使用しないまま保管しましょう。※14日間経ったら自由に処分が出来ます。
 - 政府が1住所当たり2枚配布するマスクは布製で、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。
 - 新型コロナウイルスが水道水に混ざっている等の根拠のない電話があった場合は、詐欺の可能性があるので、絶対に耳を貸さず、市役所などの行政機関へ必ず確認をしましょう。
- ※新型コロナウイルスなどのウイルスに対しては、塩素による消毒の効果が高いとされており、各浄水場では適正な浄水処理及び塩素消毒を徹底しているため、水道水の安全に影響はありません。
- 新型コロナウイルス対策に便乗し、市役所等の公的機関になりすまして、個人情報や口座情報を詐取しようとする相談も寄せられています。電話やメール等で「個人情報を教えてほしい」と言われたら、詐欺の疑いがあります。こうした電話はすぐに切り、メールは無視をしてください。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く